

埼 玉 支 部 規 約

(名称)

第1条 当支部は、社団法人日本経営士会埼玉支部と称する。

(区域および事務所)

第2条 当支部の管轄区域は埼玉県とし、主たる事務所を埼玉県内に置く。

(目的)

第3条 当支部は、本会の基本方針に則りその目的達成に協力するとともに、会員の相互研修と業務の協力を通じて地域企業企業・団体等の経営の健全適正な発展に寄与し、併せて経営士の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会業務の分担・実施
- (2) 支部会員の研修、連絡・情報交換
- (3) 支部会員の業務に関する広報、支援および推薦
- (4) 経営支援に関する人材の育成
- (5) 経営士試験への協力
- (6) 地域関係機関やよび団体等との連絡並びに協力
- (7) 地域経営支援センター活動に対する支援と調整
- (8) その他、目的達成に必要な事業

(構成)

第5条 当支部は、第2条に定める区域に登録した社団法人日本経営士会の会員をもって構成する。

(役員)

第6条 当支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 幹事 原則7名以上10名以内 (副支部長、常任幹事を含む)
- (5) 支部監事 2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、別に定める役員選挙規程による。

(役員職務)

第8条 幹事は、幹事会を構成し、支部業務の執行を決定するとともに所管業務を処理する。

2 支部長は、支部の業務を統括する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは予め支部長の指名した副支部長がその職務を代行する。

4 常任幹事は、幹事会から特に委任された事項を審査し、業務を分担する。

5 支部監事は、会計および業務を監査し、それを支部長に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、後任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(支部相談役)

第10条 支部長は、幹事会の同意を得て支部相談役の委嘱をすることができる。

2 支部相談役は、支部の運営に関して支部長の諮問に答える。

3 支部相談役の任期は、支部役員の任期に準ずる。

(支部運営委員会)

第 11 条 支部長は、運営上必要なときは、幹事会の議を得て支部運営委員若干名を委嘱することができる。

2 支部運営委員は、支部の事業に関して幹事会に協力する。

3 支部運営委員の任期は、支部役員の任期に準ずる。

(会議)

第 12 条 当支部の会議は次のとおりとし、支部長が招集してその議長となる。

(1) 報告会 支部報告会は、当支部に所属する正会員をもって構成する。

通常報告会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

臨時報告会は、幹事会が必要と認めたとときおよび支部会員の 5 分の 1 以上の連署若しくは支部監事全員から会議の目的たる事項を提示して請求があった時に開催する。

(2) 幹事会 幹事会は、支部長および幹事をもって構成し、年 3 回以上開催する。

(3) 常任幹事会 常任幹事会は、支部長、副支部長、常任幹事をもって構成し、支部長が必要と認めたとときに開催する。

2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため、本人が出席できない場合には、予め通知された事項について、意見を述べるができる。

4 議事が緊急を要する場合には、支部報告会を除き、前各号に準じて持ち回りの方法で決することができる。

(会議の権能)

第 13 条 支部報告会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決する。

(1) 事業計画および予算

(2) 事業報告および決算

(3) 支部規約の改正、その他支部運営に関する重要事項

2 幹事会は、支部報告会の決した事項の執行に関するもののほか、支部報告会の決を要しない業務の執行に事項について決する。

(事業計画および収支予算)

第 14 条 支部長は、次年度の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度開始前の理事会(3月)で決定された、事業計画、予算を基に、当該事業年度の開始の日から 30 日以内に本会会長に提出しなければならない。

(予算の減額)

第 15 条 予算は会費徴収が当初の納入額を著しく下回った場合、第 4 回目の支部事業費が減額される。

(事業報告および収支決算)

第 16 条 支部長は、支部の事業報告書および収支決算書を作成し、半期毎に決算を行い、開始の日から 15 日以内に、事業報告、決算書を本会会長に提出しなければならない。所得税等の預かり金は、随時本部へ明細をつけて送金する。

(支部経営支援センター)

第 17 条 当支部は対外的公益活動推進のため、支部内地域経営支援センターを置く。運営方法は、支部経営支援センターモデルに準拠して作成した支部経営支援センター規則による。

(経費)

第 18 条 当支部の経費は、支部事業費、助成金、その他の収入により支弁する。

2 会員が、特別に経費を要する会合に出席した場合、その費用の一部又は全

部を負担することがある。

(事業年度)

第 19 条 当支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(準用)

第 20 条 この規約に定めのない事項は、本会定款および関連規程を準用する。

(付則)

1. この規約は、平成 2 0 年 5 月 1 7 日より施行する。
2. この規約は、平成 2 2 年 5 月 2 2 日より改正・施行する。